

期 日 令和 2年 3月24日  
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和2年 第3回

増毛町農業委員会議事録

増毛町農業委員会

## 令和2年第3回農業委員会総会議事録

令和2年3月24日第3回増毛町農業委員会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 1時40分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第 1号 農地等の贈与税及び不動産取得税猶予に係る証明書の交付について</p> <p>日程4、議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程5、議案第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程6、議案第11号 増毛町農用地利用集積計画作成の要請について</p> <p>日程7、議案第12号 農用地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて</p> <p>日程8、その他</p>
2	委員定数 11名
3	<p>出席委員 11名</p> <p>1番 木谷辰彦、 2番 森木信廣、 3番 仙北 要、</p> <p>4番 前田裕蔵、 5番 大沼清人、 6番 大嶋利幸、</p> <p>7番 前野憲和、 8番 大嶋紀之、 9番 佐藤健一、</p> <p>10番、松倉利幸、 11番 仙北清孝</p>
4	<p>議事録署名委員</p> <p>4番 前田裕蔵 委員</p> <p>5番 大沼清人 委員</p>
5	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 宮崎 勉、次長 菅原京富美、係 田中一志</p>
6	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、ただいまから令和2年第3回増毛町農業委員会総会を開催します。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>みなさんこんにちは。雪が少なくなり、暑寒沢地区の私の畑では、全く雪がなくなりました。先ほど少し降りましたがすぐ溶ける状態で、1ヵ月近く早く、これからの生育はどうなるのかなとすごく心配しております。また世間の方では、コロナウイルスが全く収束する気配もなく、それどころか世界中に広がり、昨日でしたか、イギリスでも外出を控えるようにと首相の演説がテレビで流れたようでございます。また世界中で人の出入りがかなり制限されておりまして、日本でも、我々の周りでも色々な行事が自粛されております。イ</p>

ンバウンドで浮かれていた我々ですが、インバウンドでは、こういうリスクがあるということで、地に足のついた産業構造が見直されるのではないかなと思います。農業に携わる我々は、まさしく地に足のついた産業でございますので、ますます農業という重要な分野になるのかなと思います。それにしても、経済がかなり冷え込んでおりますので、これをなんとか回復していただかなければ、地に足のついた産業もなかなか伸びていけないので、政府にはお願いしたいところでございますけれども、国会中継なんかを見ますと、違う話題にいつているようで、ちょっと残念に思っています。我々に出来ることは、コロナウイルスが収束した時に、地域社会の経済活動のために色々な分野で、余裕のある方はお金を使っただいて、少しでも活気が戻ってきたらと思っております。今日は1日よろしくお願いたします。

局長

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名であります。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。

それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規程により、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

議長

日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は4番：前田委員、5番：大沼委員にお願いいたします。

日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、田中一志君を指名いたします。なお本定例総会の事務従事者として、事務局長以下の関係職員を任命いたします

日程3、報告第1号「農地等の贈与税及び不動産取得税猶予に係る証明書の交付について」事務局に説明を求めます。

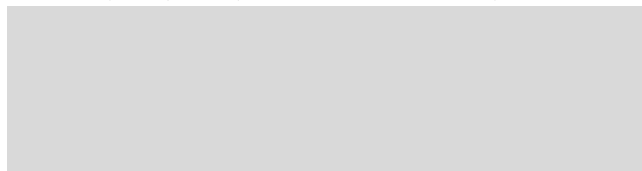
局長

報告第1号「農地等の贈与税及び不動産取得税猶予に係る証明書の交付について」

農地等の贈与税及び不動産取得税猶予に係る証明書を交付したので、増毛町農業委員会会長専決規定第3条の規定により総会に報告する。令和2年3月24日 増毛町農業委員会 会長。

記

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付した者



4名とも贈与税及び不動産取得税について証明書を交付しています。

「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付した者



2名とも贈与税及び不動産取得税について証明書を交付しています。以上です。

議長

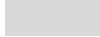

報告第1号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？

各委員

無しの声

議長

それでは、次に進みます。

日程4、議案第9号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
審議に入る前に、本議案は、が事業経営の参画者となっておりますので、  
農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、  
当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。  
暫時休憩します。



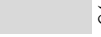



議長

それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。


田中

議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があったが、**適当と認め許可するものとする。**令和2年3月24日提出 増毛町農業委員会 会長。

今回の件は、さんが父親のさんから贈与を受けるもので、当該農地の筆は、先月の総会でさんが農地所有適格法人であるへ賃貸している農地になります。権利移転理由が、とのことですが、さんは、法人へ全ての農地を賃貸しているため、自ら耕作しておらず、また1年以内に耕作する見込みがないため、許可要件の第1号全部効率利用に引っかかるのですが、農地の所有者が法人へ賃貸している農地を、その法人の構成員に所有権を移転する場合は、その法人が引き続き全てを効率的に利用して耕作出来ると認められる場合に限り第1号の要件を満たしていると判断できますので、合意解約等は行わず、賃貸契約を結んだままの贈与となります。

記


所在地番 

地目 

面積  m<sup>2</sup>

譲渡人 

譲受人 

権利移転理由 

次のページに調査書をつけていますのでご覧ください。

第1号 全部効率利用

農地所有適格法人の構成員であり、法人が全て効率利用できると認められるため、特に問題はないと思われる。

第2号 農地所有適格法人以外の法人

農地所有適格法人以外の法人ではない。

第3号 信託

信託の引受による権利の取得ではない。

第4号 農作業常時従事

農地所有適格法人の構成員で、農業従事者であるため常時従事すると認められる。

	<p>第5号 下限面積 0.5ヘクタール以上である</p> <p>第6号 転貸禁止 農地所有適格法人の構成員であり、法人が全て効率利用できると思われるため、賃貸契約も含めての所有権移転が可能となり転貸には当たらない。</p> <p>第7号 地域調和 親子間の贈与であり、問題はないと思われる。 以上です。</p>
議長	議案第9号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第9号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第9号は原案のとおり決定いたしました。 暫時休憩し、[ ]は席へお戻りください。
議長	再開いたします。日程5、議案第10号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」本議案については、[ ]委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩します。
田中	<p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第10号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」 このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和2年3月24日提出 増毛町農業委員会 会長。 次のページから、通知書をつけていますのでご覧ください。</p> <p>賃貸人 [ ] 賃借人 [ ] 土地の所在 [ ] 地目 [ ] 面積 [ ] m<sup>2</sup> 契約内容 [ ] 期間 [ ] から [ ] まで [ ] に解約の申し入れと合意。土地の引き渡し時期も [ ] となっています。</p> <p>引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。</p>

	<p>賃貸人  賃借人  土地の所在  地目  面積 <math>m^2</math>  契約内容  期間 から まで  に解約の申し入れと合意。土地の引き渡し時期も  となっています。</p> <p>引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。以上です。</p>
議長	議案第10号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第10号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第10号は原案のとおり決定いたしました。 暫時休憩し、委員は席へお戻りください。
	<p>それでは再開いたします。日程6、議案第11号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」所有権4番について、事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第11号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」  農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、別紙記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を増毛町に要請する。令和2年3月24日提出 増毛町農業委員会 会長。  次のページから総括表をつけていますのでご覧ください。  所有権4番について説明いたします。  移転を受ける者  移転をする者  土地の所在  現況地目  面積 <math>m^2</math>  利用目的  移転の時期  対価 円を までに口座へ振り込む  これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	所有権4番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？

各委員	無しの声
議長	それでは、所有権 4 番に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって所有権 4 番は原案とおりに決定いたしました。</p> <p>次に、所有権 5 番については、[ ] 委員、[ ] 委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>所有権 5 番について説明いたします。</p> <p>移転を受ける者 [ ]</p> <p>移転をする者 [ ]</p> <p>土地の所在 [ ]</p> <p>現況地目 [ ]</p> <p>面積 [ ] m<sup>2</sup></p> <p>利用目的 [ ]</p> <p>移転の時期 [ ]</p> <p>対価 [ ] 円を [ ] までに口座へ振り込む</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	所有権 5 番の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、所有権 5 番に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって所有権 5 番は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>暫時休憩し、[ ] 委員、[ ] 委員は席へお戻りください。</p> <p>それでは再開いたします。次に、所有権 6 番 7 番については、[ ] 委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>

<p>田中</p>	<p>所有権 6 番  移転を受ける者  移転をする者  土地の所在  現況地目  面積 <span style="float: right;">㎡</span>  利用目的  移転の時期  対価 <span style="float: right;">円を</span> <span style="float: right;">までに口座へ振り込む</span></p> <p>所有権 7 番  移転を受ける者  移転をする者  土地の所在  現況地目  面積 <span style="float: right;">㎡</span>  利用目的  移転の時期  対価 <span style="float: right;">円を</span> <span style="float: right;">までに口座へ振り込む</span></p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>所有権 6 番 7 番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
<p>各委員</p>	<p>無しの声</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、所有権 6 番 7 番に賛成の方は挙手願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数、よって所有権 6 番 7 番は原案とおり決定いたしました。  暫時休憩し、<span style="background-color: gray; color: gray;">      </span>委員は席へお戻りください。</p> <p>それでは再開いたします。次に、利用権 1 7 番については、<span style="background-color: gray; color: gray;">      </span>委員、<span style="background-color: gray; color: gray;">      </span>委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>田中</p>	<p>利用権 1 7 番  設定を受ける者  設定をする者  土地の所在  現況地目</p>



	<p>面積 期間 借賃</p> <p>円を</p> <p>m<sup>2</sup> から</p>
議長	<p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	<p>利用権17番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、利用権17番に賛成の方は挙手願います。</p>
各員	<p>挙手</p>
議長	<p>挙手多数、よって利用権17番は原案とおり決定いたしました。 暫時休憩し、委員、委員は席へお戻りください。</p> <p>それでは再開いたします。次に、利用権18番から22番について事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>利用権18番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 期間 借賃</p> <p>円を</p> <p>m<sup>2</sup> から</p> <p>利用権19番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 期間 借賃</p> <p>円を</p> <p>m<sup>2</sup> から</p> <p>利用権20番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 期間</p> <p>円を</p> <p>m<sup>2</sup> から</p>

	<p>借賃 円を</p> <p>利用権 2 1 番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 m<sup>2</sup> 期間 から 借賃 円を</p> <p>利用権 2 2 番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 m<sup>2</sup> 期間 から 借賃 円を</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	利用権 1 8 番から 2 2 番の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、利用権 1 8 番から 2 2 番に賛成の方は挙手願います。
各員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって利用権 1 8 番から 2 2 番は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程 7、議案第 1 2 号「農用地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>議案第 1 2 号「農用地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 7 条第 1 項ただし書の規定により農用地利用最適化推進委員を委嘱しないこととし、その旨、増毛町長へ通知するものとする。令和 2 年 3 月 2 4 日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>ただし書の規定により、遊休農地率が 1 パーセント以上、集積率が 7 0 パーセント未満の場合は、最適化推進委員を置かなければならないとなっていますが、増毛町では、遊休農地率が約 0. 1 パーセント、集積率が 9 0 パーセントを超えていますので、最適化推進委員は置かないことになっています。以上です。</p>

議長	議案第12号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第12号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第12号は原案のとおり決定いたしました。 日程8、その他について事務局からなにかありますか。 みなさんからなにかありますか。 本日の案件はすべて終了しました。これで第3回増毛町農業委員会総会を終了します。
	閉会時刻 午後 2時00分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	令和 2年 3月24日
	農業委員会会長 仙 北 清 孝
	議事録署名委員 前 田 裕 蔵
	議事録署名委員 大 沼 清 人